

教育長	次 長	課 長	係
水間	豊部	森田	



19 高教政第 1553 号
平成 20 年 3 月 17 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

週休日の振替等の取扱いについて（通知）

「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（平成 6 年人事委員会規則第 48 号。以下「規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する週休日の振替等を行うことができる期間について、職務の特殊性その他の特別の事由により人事委員会の承認を得た場合は、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 16 週間後の日とすることができるよう規則が一部改正され、下記の対象職員及び対象業務に該当する場合について人事委員会の承認を得ましたので通知します。

なお、この取扱いは、前 4 週後 8 週の期間では週休日の振替等が困難な場合に限り適用するものです。

また、「完全学校週 5 日制の実施について」（平成 14 年 3 月 22 日 13 高教職第 874 号高知県教育長通知。以下「教育長通知」という。）の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更の取扱いを下記のとおり一部改正しました。

つきましては、貴管内の学校に周知し、適切な取扱いをしていただきますようお願いいたします。

記

1 人事委員会の承認等の内容

(1) 対象職員

校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員

(2) 対象業務

ア 教育計画に基づく学校行事に関する業務

（例：入学式、卒業式、始業式、終業式、修学旅行、遠足、参観日等）

イ 出張命令を受けての児童生徒引率業務

（例：対外運動競技大会、学芸的大会、入試、資格試験、各種表彰等）

(3) 承認を求めた理由

学校現場においては、前 4 週後 8 週の振替期間内に振替等を行うことが困難な状況が生じていることから、振替等を行うことができる期間を 16 週間後の日までにするにより、これまで以上に長期休業期間への振替等ができるなど振替等を行う機会が多く確保されることから、週休日に休むことが困難な状況が少なくなるなど職員の健康維持と業務の円滑な運営が図られるため。

(4) 施行日

平成 20 年 4 月 1 日（同日以降に週休日の振替等を行うものから適用する。）

2 教育長通知の改正内容

別紙新旧対照表のとおり改正する。

(1) 主な改正点

ア 記の 2 の (2) のただし書の次に、次のとおり加える。

また、職務の特殊性その他の特別の事由により人事委員会の承認を得た場合に限り、当該勤務を命ずる日を起算日とする 16 週間後の日までの期間内に週休日の振替を行うことができるものであること。

イ 記の 2 中、「(5)」を「(6)」に、「(4)」を「(5)」に、「(3)」を「(4)」に改め、(4) に、次のただし書を加える。

ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合は、この限りでない。

ウ 記の 2 の (2) の次に、次のように加える。

(3) 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合には、できる限り、週休日の振替を行うこと。

エ 記の 3 中、「(2)」を削り、「(3)」を「(2)」に改める。

オ 記の 3 の (2) 中、「やむを得ず平日（8 時間の勤務時間が割り振られている日）の半日勤務時間（4 時間）の割り振り変更を行い週休日に 4 時間の勤務を命ずる場合は」を「半日勤務時間の割振り変更を行い週休日に 4 時間の勤務を命ずる必要がある場合は」に改める。

(2) 主な改正理由

半日勤務時間の割振り変更について、半日勤務時間が割り振られている日と週休日との間で行うことを原則としていることを削除することにより、柔軟な運用を行うことができるようにし、職員の健康維持と業務の円滑な運営を図ろうとするもの。

(3) 施行日

平成 20 年 4 月 1 日（同日以降に週休日の振替等を行うものから適用する。）

新旧対照表

○完全学校週5日制の実施について（平成14年3月22日 13高教職第874号教育長通知）（抜粋）

新	旧
2 週休日の振替 (1) 所属長は業務の適正な分担、計画的な執行を図り業務が正規の勤務時間内に処理されるよう努めなければならないものであること。 (2) 2の(1)にかかわらず、週休日に勤務を命ずる必要がある場合には、従来同様、週休日の振替ができるものであり、その期間については、勤務を命ずる日を起算日とする4週間前の日から4週間後の日までの期間とするものであること。 ただし、授業の実施など学校運営上の必要性から、この期間内に週休日の振替を行うことができない場合には、当該勤務を命ずる日を起算日とする8週間後の日までの期間内に週休日の振替を行うことができるものであること。(15.9.1追加) また、職務の特殊性その他の特別の事由により人事委員会の承認を得た場合に限り、当該勤務を命ずる日を起算日とする16週間後の日までの期間内に週休日の振替を行うことができるものであること。 (20.4.1追加) (3) 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合には、できる限り、週休日の振替を行うこと。(20.4.1追加) (4) 勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、週休日に変更される勤務日に割り振られていた時間帯と同じ時間帯に割り振るものとする。こと。(20.4.1改正) ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合は、この限りでない。(20.4.1追加) (5) 振替により新たに週休日となる日を再び振り替えることはできないものであること。	2 週休日の振替え (1) 所属長は業務の適正な分担、計画的な執行を図り業務が正規の勤務時間内に処理されるよう努めなければならないものであること。 (2) 2の(1)にかかわらず、週休日に勤務を命ずる必要がある場合には、従来同様、週休日の振替えができるものであり、その期間については、勤務を命ずる日を起算日とする4週間前の日から4週間後の日までの期間とするものであること。 ただし、授業の実施など学校運営上の必要性から、この期間内に週休日の振替えを行うことができない場合には、当該勤務を命ずる日を起算日とする8週間後の日までの期間内に週休日の振替えを行うことができるものであること。(15.9.1追加) (3) 勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、原則として週休日に変更される勤務日に割り振られていた時間帯と同じ時間帯に割り振るものとする。こと。 (4) 振替えにより新たに週休日となる日を再び振り替えることはできないものであること。

<u>(6) 週休日の振替を行った場合においても、週休日は毎4週間につき4日以上なければならないこと。</u> 3 半日勤務時間の割振り変更 (1) 2の(1)から<u>(6)</u>を準用する。 <u>(2) 半日勤務時間の割振り変更を行い週休日に4時間の勤務を命ずる必要がある場合は、勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する4時間の勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならないこと。(20.4.1改正)</u>	<u>(5) 週休日の振替えを行った場合においても、週休日は毎4週間につき4日以上なければならないこと。</u> 3 半日勤務時間の割振り変更 (1) 2の(1)から<u>(5)</u>を準用する。 <u>(2) 半日勤務時間の割り振り変更は、半日勤務時間が割り振られている日と週休日との間で行うを原則とすること。</u> <u>(3) やむを得ず平日(8時間の勤務時間が割り振られている日)の半日勤務時間(4時間)の割り振り変更を行い週休日に4時間の勤務を命ずる場合は、勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する4時間の勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならないこと。</u>
---	--